

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：環境管理費 目：公害対策費

事業名 大気環境汚染立入調査費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 環境管理課 大気環境係 電話番号：058-272-1111 (内 2832)

E-mail：c11264@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,848千円 (前年度予算額： 2,179千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	2,179	0	0	0	0	0	0	0	2,179
要求額	1,848	0	0	0	0	0	0	0	1,848
決定額	1,848	0	0	0	0	0	0	0	1,848

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法など公害関係法令の排出基準の適用を受ける工場・事業場を対象に、県事務所等が立入検査を実施し、公害の未然防止に努める。

県民の不安を解消するため、行政検査による発生源からの排出基準適合状況及び建築物解体現場におけるアスベストの飛散状況を確認する必要がある。

(2) 事業内容

【公害発生源立入調査】

県事務所等による公害関係法令に基づく特定施設への立入検査を実施するとともに、一部のばい煙・揮発性有機化合物 (VOC) 規制対象施設設置事業者、水銀排出施設設置事業者を対象に行政検査を実施する。

また、吹付け石綿を使用した建築物等の解体等作業現場における大気環境中のアスベスト濃度調査を実施する。

【ダイオキシン類排出防止】

ダイオキシン類の発生源対策として、廃棄物焼却炉等の法規制の対象となる特定施設を設置している事業者に対して、自主測定の実施及び適切な維持管理

の指導を行うとともに、一部の特定施設を対象に排出ガス中のダイオキシン類濃度の測定を実施する。

(3) 県負担・補助率の考え方

大気汚染防止を目的とした事業であり、県の負担は妥当である。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
旅費	78	会議、研修等旅費
需用費	286	事務用消耗品、立入用防護装備、燃料費
役務費	26	郵便代、電話代、公用車法定点検費
委託料	1,458	行政検査の検体採取・分析費用
合計	1,848	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 国・他県の状況

- ・他県でも同様の立入調査が行われている。
- ・大気汚染防止法の改正により、令和3年4月1日から解体等工事における石綿除去作業の基準等が強化されるため、特定粉じん排出等作業実施届出時の審査及び立入指導の強化が求められる。

事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

○公害発生源立入調査（大気関係）

公害関係法令の規制基準の適用を受ける工場・事業場等について、県事務所等が立入検査を実施し、法令遵守を徹底することで、大気環境汚染による公害の未然防止に努める。

○ダイオキシン類排出防止事業

廃棄物焼却炉等のダイオキシン類対策特別措置法の特定施設について、排出ガス中のダイオキシン類濃度測定を実施して必要な指導を行うことにより、ダイオキシン類の排出を抑制して環境汚染の未然防止を図る。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 (前々年度末時点)	目標	達成率
ばい煙・VOC 排出基準適合率 <行政検査実施施設数>	—	100% <5施設> (H29)	100% <5施設> (H30)	100% <7施設> (R1)	100% <5施設> (R3)	100%
ダイオキシン類 排出基準適合率 <行政検査実施施設数>	—	100% <5施設> (H29)	100% <5施設> (H30)	100% <5施設> (R1)	100% <3施設> (R3)	100%

○指標を設定することができない場合の理由

--

(前年度の取組)

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

○公害発生源立入調査（大気関係）

・公害発生源立入計画に基づき、県事務所等が立入調査を実施した。

・ばい煙・VOC規制対象施設を対象に行政検査を実施した。

・特定粉じん排出等作業実施届出のあった作業現場に対し立入検査を実施した。

○ダイオキシン類排出防止事業

・令和元年度は岐阜、西濃、可茂、東濃、恵那の各地域において1施設ずつ、計5つの特定施設に対して行政検査を実施した。

(前年度の成果)

- ・ 前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
- ダイオキシン類排出防止事業
- ・ 令和元年度は、いずれの特定施設についても排出基準に適合していた。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<p>・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い</p>	
<p>(評価)</p> <p>○</p>	<p>○公害発生源立入調査（大気関係） 公害関係法規では、各種届出義務、排出基準遵守義務、自主測定の実施義務等が課せられているが、事業者において公害関係法規の遵守がされていない場合、大気環境汚染につながる恐れがある。よって、大気環境汚染を防止するため、立入調査や行政検査を行い、遵守状況の確認及び指導を行う必要がある。</p> <p>○ダイオキシン類排出防止事業 特定施設を設置している事業者に対して、自主測定の実施及び適切な維持管理を指導することで排出抑制を図り、県民の良好な生活環境を確保するために県の関与は妥当である。</p>
<p>・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない</p>	
<p>(評価)</p> <p>○</p>	<p>○公害発生源立入調査 立入調査の結果、排出基準超過が懸念される施設については優先的に行政検査を実施し、排出基準超過が判明した場合は施設の改善や運転管理方法の改善等について指摘し、確実に排出基準遵守義務が果たされるよう指導している。</p> <p>○ダイオキシン類排出防止事業 特定施設から排出されるダイオキシン類濃度を測定し、排出基準を超過し改善が見込めない特定施設については、使用停止・廃止等の適切な指導を行うことができる。</p>
<p>・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある</p>	
<p>(評価)</p> <p>○</p>	<p>○公害発生源立入調査 毎年、年度当初に公害発生源立入計画を策定し、これに基づき計画的に立入調査を実施している。</p> <p>○ダイオキシン類排出防止事業 自主測定の未実施や維持管理が不十分であり、排出基準を超過するおそれのある特定施設を優先的に検査の対象としている。</p>

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

○公害発生源立入調査

平成30年4月1日の法改正によりばい煙発生施設等からの水銀の大気排出規制が追加されており、自主測定結果が基準を満たしていない事業者等に対する指導強化が必要である。

また、令和3年4月1日に、石綿飛散防止対策の強化を目的とした改正法が施行されるため、アスベスト使用の有無が十分調査されないまま、建築物の解体工事が着工されることがないように、法の遵守について指導を行う必要がある。

○ダイオキシン類排出防止事業

自主測定の未実施については、法で罰則が定められていないが、県民の良好な生活環境を確保するために、継続かつ徹底した指導を行う必要がある。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

○公害発生源立入調査

引き続き、ばい煙、VOC（揮発性有機化合物）、粉じん及び水銀等の規制対象施設設置事業者並びに特定粉じん排出等作業現場への立入調査や行政検査を実施していくとともに、排出基準に適合するよう指導を行う。

○ダイオキシン類排出防止事業

自主測定の未実施事業者については、事業所名・所在地を公表するとともに、自主測定の実施及び報告を行うよう指導することにより、県民の不安解消及び環境汚染の未然防止に努めていく。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【〇〇課】
組み合わせる理由や期待する効果 など	